

指定申請に必要な提出書類一覧表(障害児通所支援)

○は必須、△は必要に応じて提出

区分	提出書類	説明 (欄外参照)	児童発達支援	医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	居宅訪問型 児童発達支援	チェック
指定申請関係	指定申請に必要な提出書類一覧表		○	○	○	○	○	
	指定申請書提出に際しての確認表		○	○	○	○	○	
	児様式第1号(指定申請書)		○	○	○	○	○	
	児様式第1号の別紙(同一所在地既指定事業所)	※1	△	△	△	△	△	
	(児)付表(指定に係る記載事項)		○	○	○	○	○	
	消防署との協議状況がわかるもの	※2	○	○	○	—	—	
	登記事項証明書又は条例等	※3	○	○	○	○	○	
	児参考様式1(勤務形態一覧表)		○	○	○	○	○	
	児参考様式2(組織体制図)		○	○	○	○	○	
	児参考様式3(経歴書)	※4	○	○	○	○	○	
	資格を証明するもの	※5	○	○	○	○	○	
	児参考様式4(研修等受講誓約書)		—	—	—	—	—	
	児参考様式5(実務経験証明書)	※6	○	○	○	○	○	
	雇用契約書(労働条件通知書)の写し		○	○	○	○	○	
	児参考様式6(平面図)		○	○	○	○	○	
	事業所(施設)内外の写真		○	○	○	○	○	
	児参考様式7(居室等面積一覧)		○	○	○	—	—	
	児参考様式8(設備・備品等一覧表)		○	○	○	—	—	
	事業所(物件)に係る賃貸借契約書	※7	△	△	△	—	—	
	運営規程		○	○	○	○	○	
	児参考様式9(苦情解決措置の概要)		○	○	○	○	○	
	児参考様式10(対象児童を特定する理由)	※8	△	△	△	△	△	
	児参考様式11(誓約書)		○	○	○	○	○	
	児参考様式12(協力医療機関契約内容)		○	○	○	—	—	
	児参考様式13(共生型の指定を不要とする旨の申出書)	※9	△	—	△	—	—	
	事業計画書(任意様式)	※10	○	○	○	○	○	
	収支予算書(任意様式)		○	○	○	○	○	
	損害賠償責任保険加入証書の写し		○	○	○	○	○	
医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所で働くことを証する書類(写し)		—	○	—	—	—		
社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票		○	○	○	○	○		
社会福祉法に基づく社会福祉施設設置(変更)届(写し)	※11	△	△	△	△	△		
児童福祉施設設置届(写し)		△	△	△	△	△		
その他必要な書類	※12	△	△	△	△	△		
事業開始	障害児通所支援事業等開始届		○	○	○	○	○	
業務管理	業務管理体制の整備に関する事項の届出書	※13	△	△	△	△	△	
	委任状	※14	△	△	△	△	△	

- ※1 児童福祉法、障害者総合支援法及び介護保険法で既に指定を受けている事業がある場合のみ提出。
- ※2 防火対象物使用開始届出書及び消防用設備等検査済証のコピーを提出。
(これらが発行されるまでは、当該物件において福祉事業を開始するにあたり、消防設備等、防火対策について管轄の消防署と協議した結果についてまとめたもの。)
- ※3 公益法人等で申請までに定款又は寄付行為の変更手続が完了していない場合は、変更前の定款及び当該事業を行う旨が確認できる書類(理事会議事録等)を提出。
- ※4 管理者、児童発達支援管理責任者
- ※5 児童発達支援管理責任者、従業員のうち資格や研修修了が要件となっている職種について提出。
- ※6 児童発達支援管理責任者、資格や研修修了が要件となっている職種について提出。
- ※7 賃貸借物件で事業を行う場合のみ提出。
- ※8 主たる対象児を特定する場合のみ提出。
- ※9 介護保険法または障害者総合支援法で既に指定を受けており(指定申請中も含む)、特例による共生型障害福祉サービス事業者等の指定を不要とする場合に提出。
- ※10 児童発達支援、放課後等デイサービスの場合は、一日の療育の流れ(タイムスケジュール)を具体的に記載してください。
- ※11 児童発達支援センターのみ提出。
- ※12 その他個別に必要な書類がある場合は、別途提出いただく場合があります。
- ※13 尼崎市内でのみ障害児通所支援を法人として初めて実施する場合に提出。
- ※14 代理人による申請の場合に提出。

指定申請に必要な提出書類一覧表(障害児通所支援)

○は必須、△は必要に応じて提出

区分	提出書類	説明 (欄外 参照)	児童発達支援	医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	居宅訪問型 児童発達支援	チェック
障害児通所給付費算定関係 (児様式第5号及び児別紙)	児様式第5号(障害児通所給付費算定届)		○	○	○	○	○	
	児別紙1-1(体制一覧表:児童発達支援)		○	-	-	-	-	
	児別紙1-2(体制一覧表:放課後等デイサービス)		-	-	○	-	-	
	児別紙1-3(体制一覧表:医療型児発、保育所等訪問、居宅訪問型児発)		-	○	-	○	○	
	児別紙2-1(報酬算定区分に関する届出書:児童発達支援)		△	-	-	-	-	
	児別紙2-2(報酬算定区分に関する届出書:放課後等デイサービス)		-	△	-	-	-	
	児別紙3(福祉専門職員配置等加算)		△	△	△	-	-	
	児別紙4(児童指導員等配置加算・専門的支援加算)		△	△	-	-	-	
	児別紙5(栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算)		△	-	-	-	-	
	児別紙6(看護職員加配加算)		△	-	△	-	-	
	児別紙7(強度行動障害児特別支援加算)		△	-	△	-	-	
	児別紙8(送迎加算)		△	△	△	-	-	
	児別紙9(保育職員加配加算)		-	△	-	-	-	
	児別紙10(特別支援加算)		△	△	△	-	-	
	児別紙11(延長支援加算)		△	△	△	-	-	
児別紙12(訪問支援員特別加算)		-	-	-	△	△		
児別紙13(共生型サービス体制強化加算)		△	-	△	-	-		
福祉・介護職員処遇改善(特別)加算関係書類		△	△	△	△	△		